

有効期間を経過した計量器の使用

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | | | | | | |
|-------------------|---|----------|---------|-----------|--------|-----------|--------|---|
| 南大阪高等職業技術 専門学校 | <p>行政財産の使用許可を行った自動販売機2台の電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="587 562 1389 779"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気メーター 1台</td> <td>令和5年1月</td> </tr> <tr> <td>電気メーター 1台</td> <td>令和5年3月</td> </tr> </tbody> </table> | 計量器の種類 | 有効期間の終期 | 電気メーター 1台 | 令和5年1月 | 電気メーター 1台 | 令和5年3月 | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div> |
| 計量器の種類 | 有効期間の終期 | | | | | | | |
| 電気メーター 1台 | 令和5年1月 | | | | | | | |
| 電気メーター 1台 | 令和5年3月 | | | | | | | |

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年11月14日)